

# <牧之原市商工会>

## 住宅リフォーム費用助成事業をご利用ください

牧之原市商工会では、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を推進するため、牧之原市商工会の会員事業所を利用して、住宅のリフォーム（増改築・改修）を行う牧之原市民を対象に、工事金額により、最高限度額8万円を「まきのはら市共通商品券」で助成します。

### （申請受付期間）

令和5年7月1日～令和6年2月28日まで。

（期間内でも予算が無くなり次第終了します。）

### （申請受付場所）

牧之原市商工会にて受付します。

申請手続きは、元請け施工業者が、申請者（施主）に代わり手続きをお願いします。

### （申請できる人）

牧之原市民（牧之原市内に住民登録又は外国人登録を有する方）

### （対象住宅）

市民が牧之原市内に所有する個人住宅であり、事業併用住宅の場合、自己の居住の用に供する部分

### （対象工事）

- ・個人住宅のリフォーム（増築、一部改築、修繕、設備改善工事）  
具体的な対象工事は、裏面別表1に定めるものとなります。  
対象工事は基準日において、同一住宅及び同一人につき1工事限り利用できる。  
国、県、市で別途、補助金・助成金等が支給される工事は対象外となります。
- ・対象工事金額が20万円（税込）以上の工事であること。
- ・令和6年2月28日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。
- ・牧之原市商工会員事業所が施行する工事であり、牧之原市商工会住宅リフォーム費用助成事業に賛同する事業者であること。（1事業者申請3件まで申請可能）

### （助成金の額）

工事金額により別表2の通りまきのはら市共通商品券にて支給

支給上限 1工事 最高8万円（同一住宅、同一人1申請まで）

※申請後、工事金額に増額があった場合でも助成の額は増額しません。

工事金額に減額があった場合は助成の額は減額します。

助成額につきましては、商工会にて審査し、内定通知及び決定通知にて施工業者様にお知らせします。

- 本事業は申請受付・審査・支給事務は牧之原市商工会が行います。
- 本事業は審査の結果、お客様のご希望に添えない事があります。

## 別表 1

### <対象工事>

#### (住宅内外工事)

- 住宅の増改築 ●屋根の葺き替え・塗装工事
- 外壁の張替・塗装工事 ●内装クロスの張替工事 ●畳の張り替え
- サッシの取替・設置工事 ●トイレの修繕・取替工事 ●浴槽の修繕・取替工事
- キッチン修繕・取替工事 ●上下水道の配管工事 ●床暖房工事 ●照明器具取替工事
- 給湯設備機器工事 ●電気設備工事 ●空調設備工事 ●カーテン・ブラインド工事

#### (住宅敷地内の住宅用工事)

- カーポート、物置設置工事 ●庭園整備、整地工事
- 門、塀、柵などの外構工事 ●倉庫、車庫の工事

### <対象とならない工事例>

- ◇浄化槽設備工事 ◇耐震補強工事 ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器設置工事
- ◇家具・家電の購入費及び設置費 ◇賃貸用住宅の工事
- ◇住宅とは別棟の倉庫、車庫の工事 ◇増改築を伴わない解体工事
- ◇国、県、市等で別途、補助金・助成金等が支給される工事
- ◇工事業業者を伴わない申請者自ら行う工事
- ◇施工業者が自らの住宅のリフォームを行う工事
- ◇その他、当会が認めないと判断する工事及び費用

## 別表 2

工事請負額 (税込)	商工会助成額
200,000 円 ~ 299,999 円	20,000 円
300,000 円 ~ 399,999 円	30,000 円
400,000 円 ~ 499,999 円	40,000 円
500,000 円 ~ 999,999 円	50,000 円
1,000,000 円 ~ 1,999,999 円	60,000 円
2,000,000 円 ~ 2,999,999 円	70,000 円
3,000,000 円~	80,000 円

### 事業申請の流れ

助成金申し込み



助成金内定通知



工事完了報告



助成金決定通知



助成金を支給

### <お問い合わせ先>

**牧之原市商工会**

TEL : 52-0640